

第2節 各施策について

施策

1

豊かな心の育成

対応する
教育委員会
基本方針

1, 2
※P29, 30参照

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解した児童・生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査	《2017（平成29）年度実績》 小学校 95.2% 中学校 92.8%	小学校 100.0% 中学校 100.0%

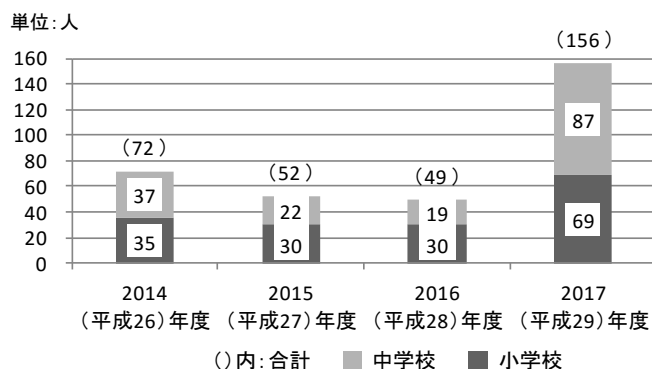
(2) 施策のねらい

一人一人の児童・生徒を大切にする教育を進めることで、命の大切さを自覚するとともに、人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことのできる豊かな心を育成します。

(3) 背景《P36 資料編2(5)3)いじめの認知件数 参照》

- 自他の命を大切にする心豊かな教育活動の推進が求められています。児童・生徒一人一人が命の大切さを自覚するとともに、他者との違いを理解し、互いに認め合うことのできる豊かな心の育成を推進していく必要があります。
- 2017（平成29）年3月、「いじめ防止対策推進法」施行3年後の見直しとして、けんかやふざけあいであっても、児童・生徒が感じる被害性に着目し、いじめを認知するなど、「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定されました。2016（平成28）年度の全国いじめの認知件数が、過去最多となり、調布市においても、2017（平成29）年度の認知件数が過去最多となりました。いじめは、どの子ども、どの学校にも起こりうるものであることを認識したうえで「調布市教育委員会いじめ防止に関する規則」や「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針^(P52)」に基づく、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階のポイントを念頭に、各学校をはじめ関係機関と連携しながら、いじめの未然防止及び早期解決などの対策に取り組んでいく必要があります。
- 「特別の教科 道徳^(P53)」の全面実施（小学校は2018（平成30）年4月1日、中学校は2019（平成31）年4月1日）を踏まえ、答えが一つでない道徳的な課題に対し、児童・生徒が主体的に向き合い、考え議論する道徳教育への転換を図るため、具体的な授業の充実に取り組んでいく必要があります。

調布市におけるいじめの認知件数の推移



(4) 主要事業

1 命の教育の推進

【指導室】

「命」の授業^(P47)の実施や「いのちと心の教育」月間^(P47)を通して自他の生命(いのち)を大切にすることや、他者との違いを理解し、互いに認め合うことができる、心豊かな教育活動を推進します。

2 人権教育の推進

【指導室】

《関連事業》13 いじめ、虐待の防止と対応

【指導室】

人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことができる児童・生徒を育成し、いじめの未然防止等に取り組むとともに、障害、国籍、性別等、多様性を認め合う、心のバリアフリー教育^(P49)を推進します。

3 道徳教育の推進

【指導室】

道徳の教科化を踏まえ、児童・生徒が主体的に深く考え、議論するなど、道徳授業の質の向上を図ります。また、道徳授業地区公開講座の実施を通じ、保護者・地域と連携した道徳教育を推進します。

4 体験活動の推進

【指導室】

宿泊を伴う移動教室の体験学習や、中学生職場体験など、集団行動や社会との接点となる体験を通じて規律性、社会性、協調性の育成に加え、達成感や成功体験の機会を充実させ、課題を最後までやり抜く姿勢を育成します。

(5) 主な取組

- 「命」の授業及び「いのちと心の教育」月間の取組等、児童・生徒が主体的に考える取組の推進
- 児童・生徒に対する普通救命講習^(P53)、教員に対する上級救命講習^(P50)の実施
- 人権教育全体計画・年間指導計画に基づく取組の推進
- 道徳の教科化による道徳の授業の充実
- 道徳授業地区公開講座の実施
- 宿泊を伴う体験学習、中学生職場体験等による社会性・協調性の育成
- 環境教育による市内の自然環境への理解や持続可能な社会の担い手としての意識の醸成



命の授業（調布市防災教育の日）



中学生職場体験

2 確かな学力の育成

対応する
教育委員会
基本方針

2
※P30 参照

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数	《2017（平成29）年度実績》 小学校 2.4 p t 中学校 0.1 p t	小学校 3.0 p t 中学校 3.0 p t
「自分たちで課題を立て、話し合いながら学習活動に取り組んだ」と考えた児童・生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査	《2017（平成29）年度実績》 小学校 78.6% 中学校 74.6%	小学校 80.0% 中学校 80.0%

(2) 施策のねらい

新たな学習指導要領で示された「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善等に取り組み、確かな学力の育成や新しい時代に求められる社会の様々な変化に対応できる生きる力を育成します。

(3) 背景《P34 資料編2(2)新学習指導要領の全面实施, (3)児童・生徒の学力向上を図るための調査 参照》

- 近年、知識・情報・技術をめぐる変化の速さが加速的となり、AI（人工知能）^(P47) やIoT（Internet of Things）^(P47) の活用等、情報化やグローバル化といった社会の変化が予測を超えて進展しています。このような予測できない社会の変化に対し、積極的・主体的に関わり合い、他者とともに課題を解決していく資質・能力を育成する必要があります。
- 2017（平成29）年3月に新たな学習指導要領が示され、小学校では2020年度から、中学校では2021年度から全面实施されます。小・中学校学習指導要領等の改訂のポイントとして、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善が必要とされています。子どもたちが新たな時代に対応した生きる力を身に付けていくため、「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた授業を通じ、生きて働く知識・技能、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力を習得するなど、確かな学力を育成する必要があります。

(4) 主要事業

5 基礎的知識・技能、学習満足度の向上と学ぶ意欲の育成

【指導室】

《関連事業》16 地域人材等を活用した教育の充実

【指導室】

少人数・習熟度別指導等による「できる」「分かる」までの指導や、一人一人の児童・生徒の主体性を重視する指導、個に応じたユニバーサル・デザインの視点^(P54)に立った授業改善等により、児童・生徒の基礎的知識・技能の習得や学習満足度の向上、できるまで挑戦し続ける意欲の育成と定着を図ります。

理科や数学等への関心を高め、理数好きの児童・生徒の裾野を拡大させ、科学技術の土台となる理数教育の一層の充実を図ります。

6 ICT^(P47) 機器の整備・活用と情報教育の推進

【指導室】

児童・生徒用のタブレット端末等，ICT機器の整備・活用により，主体的な学び，魅力ある授業づくりを推進し，情報活用能力を育成します。社会が情報技術によって支えられていること，プログラムが社会の発展に大きく貢献していることなどについて，東京都教育委員会や専門機関と連携した取組等により理解を深めるとともに，プログラミング的思考（論理的に考える力）を育成します。

また，携帯電話，スマートフォンやインターネットなどによる，いじめや人権問題に対する意識の啓発を図ることで，情報社会における正しい判断や望ましい態度を育成します。

7 グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の推進

【指導室】

《関連事業》9 体力向上への支援

【指導室】

外国人英語指導講師（AET）を活用した授業の実施等，英語及び外国語活動の充実により，国際感覚や豊かなコミュニケーション能力を育成するとともに，国際社会で主体的に行動できるグローバルな人材を育成します。

オリンピック・パラリンピックの歴史，理念，参加国の文化等の学習を通じ，異文化や障害者に対する理解を深めるとともに，自他を認め，尊重し合う心を育成します。また，調布市がオリンピック・パラリンピックの競技会場であることを生かすとともに，オリンピック・パラリンピアンとの交流を通して，運動やスポーツへの関心を高め，夢に向かう努力や困難を克服する意欲の向上，共生社会の実現に向けた意識の醸成等を図ります。

8 学校図書館の活用推進

【指導室】

各学校に学校図書館専門嘱託員を配置することで，図書の購入，点検，整理等を行うとともに，本の貸出，レファレンスサービス^(P54)，本の読み聞かせなどを行うことで，児童・生徒の主体的・意欲的な読書活動の充実を図ります。

(5) 主な取組

- 一人一人の児童・生徒の主体性を育み，少人数・習熟度別指導等による確かな学力の育成
- 学校におけるスタートカリキュラムの取組，幼・保・小及び小・中連携の推進
- 学校支援地域本部^(P48)（地域学校協働本部^(P51)）における学習活動支援の取組
- 少人数指導講師の配置，科学センター^(P48)の運営等による理数教育の充実
- タブレット端末等，ICT機器の計画的な整備・活用による学習活動の充実
- コンピュータでの文字入力の習得，プログラミング的思考の育成
- インターネット等を用いた情報社会における正しい判断や望ましい態度の育成
- 外国人英語指導講師（AET）の活用等による「使える英語」を習得させる実践的教育の推進
- 国際交流事業を通じた豊かな国際感覚の醸成
- 英語教育推進委員会における小学校の外国語・外国語活動に関する情報共有，授業研究等の推進及び小・中連携による英語教育の推進
- 異文化の理解，障害者に対する理解の促進等による多様な社会で主体的に行動できるグローバルな人材の育成
- 学校図書館を活用した読書活動・学習活動の推進，学校図書館支援センター機能の推進

3 健やかな体の育成

対応する
教育委員会
基本方針

2
※P30 参照

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
東京都「児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」における東京都（各学年・男女別）の体力合計点と調布市の体力合計点の比較	《2017（平成29）年度実績》 小学校 ▲2.5pt 中学校 ▲2.7pt	東京都の平均値を上回る (小学校・中学校)
体育の授業における、体力・運動能力向上の目標を立てている児童・生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査	《2017（平成29）年度実績》 小学校 男71.5% 女69.3% 中学校 男62.0% 女58.2%	小学校 男・女 75.0% 中学校 男・女 70.0%

(2) 施策のねらい

健康の保持増進、体力の向上や食育^(P50)の取組に加え、規則正しい生活習慣の定着を図る取組等を通じて、健やかな体を育成します。

(3) 背景《P35 資料編2(4) 児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査 参照》

●2017（平成29）年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査における調布市の結果は、前年度との比較では全体的に向上しましたが、各種目の合計である体力合計点が東京都平均に達していない学年があります。体力は、人間のあらゆる活動の源であり、健康な生活を営む上で重要であることに加え、物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっており、人間の健全な発達・成長を支え、より豊かで充実した生活を送るためにも大変重要なものです。

子どもの時期に活発な身体活動を行うことは、成長・発達に必要な体力を高めることはもとより、運動・スポーツに親しむ身体的能力の基礎を養い、病気から身体を守る体力を強化し、より健康な状態を作っていくことにつながるため、学校における体育活動を通じて、スポーツの楽しさに気づかせることも、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するために重要な視点となります。

●近年、偏った栄養摂取、朝食欠食といった食生活の乱れや、肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。「よく食べ、よく動き、よく眠る」（調和の取れた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠）という健康3原則を踏まえた正しい知識と基本的な生活習慣を身に付け、子どもの心と身体と知性がバランスよく成長・発達するよう見守り、育て、働きかけていくことが必要とされています。



親子調理教室



調布市小学生タグラグビー大会

(4) 主要事業

9 体力向上への支援

【指導室】

《関連事業》7 グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の推進

【指導室】

16 地域人材等を活用した教育の充実

【指導室】

全小・中学校の児童・生徒を対象とした東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果を分析し、課題を明確にしたうえで、体育授業の改善、「一校一取組，一学級一実践」運動^(P47)、コーディネーショントレーニング^(P49)、オリンピック・パラリンピック教育推進校^(P48)（小・中学全28校が東京都教育委員会から指定）としての取組や、小学生タグラグビー大会の実施、中学生「東京駅伝」大会への参加など、体育・健康に関する取組を学校全体で展開し、児童・生徒の体力・運動能力の向上を図るとともに、チームワークや連携・協力する意識の醸成を図ります。

また、学校支援地域本部（地域学校協働本部）の取組として、水泳指導員や運動部活動における外部指導員等、地域人材等の更なる活用を推進します。

10 食育の推進

【学務課，指導室】

児童・生徒が食に関する正しい知識を習得し、生涯にわたって望ましい食習慣や食を選択する力を身に付けることができるよう、食に関する指導計画を小・中学校全校で作成するとともに、地場農産物の活用、給食の時間を活用するなど、学習活動や家庭・地域との連携を図りながら、食育を推進します。

また、学校だけでなく、市が取り組む食育関連事業と連携を図ることで、児童・生徒の食育を推進します。

(5) 主な取組

- 日常の体育授業等における運動量の確保や体力向上を図るための授業改善の推進
- 「一校一取組，一学級一実践」の運動，コーディネーショントレーニング等，体力・運動能力の向上に関する取組推進
- オリンピック・パラリンピック教育推進校としての取組の充実
- 小・中学校全校での食に関する指導計画作成に基づく，食育指導の推進
- 学校給食への地場農産物の活用推進
- 食育推進事業（親子料理教室，食育講演会等）の実施



車いす（ウィルチェアー）ラグビー体験会



食育講演会

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
通常の学級において、特別な支援が必要な児童・生徒のうち、「スクールサポーター等の外部支援による対応」、「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒の数に対する個別指導計画の作成率	《2018(平成30)年度実績》 小学校 76.5% 中学校 53.7%	小学校 90% 中学校 90%

(2) 施策のねらい

全ての児童・生徒が、自己の能力を発揮し、生き生きと学校生活を送ることができるよう、学校、関係機関が連携を図りながら、個に応じた支援を推進します。

(3) 背景《P35～36 資料編2(5) 子どもが安心して学ぶことができる教育環境の整備 参照》

- 調布市では、2015(平成27)年度に策定した調布市特別支援教育全体計画(改定版)に基づき、2016(平成28)年度から、支援が必要な児童が通級指導学級設置校に通う体制を改め、通級指導の拠点校から教員が巡回し、在籍校で支援が行われる校内通級教室を小学校全校に設置しました。引き続き増加傾向にある、特別な支援が必要な児童・生徒^(P53)に対し、一人一人の個性を尊重し、求められる教育ニーズに対応するため、「調布市特別支援教育推進計画」に基づき、校内通級教室の体制の充実、教員・保護者・地域の障害に対する理解啓発等の取組について、関係機関等と連携を図りながら推進していく必要があります。
- 2016(平成28)年12月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布され、学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童・生徒に対する支援等に関し、国・地方公共団体の責務が規定されました。法の施行を受け、調布市では、2018(平成30)年4月に、全国初の分教室型の不登校特例校「第七中学校はしうち教室^(P51)」を開設し、不登校生徒に対して、普通教室に相当する教育の機会を確保する取組を開始しました。不登校状態にある児童・生徒数は、調布市においては増加傾向にあり、その要因や背景も多様化しています。不登校の「未然防止」と「初期対応」に取り組むとともに、適応指導教室「太陽の子^(P52)」や不登校特例校「第七中学校はしうち教室」の運営等、子ども一人一人の実状に合わせたきめ細かな支援体制を構築する必要があります。
- 2014(平成26)年8月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」では、生まれ育った環境により将来が左右されることがないように、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策が重要であることが規定されています。また、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけて総合的対策を推進するとともに、教育費の負担軽減を図ることとしています。調布市においても生活困難層が存在する実態を踏まえ、支援体制の充実や関係機関との連携等を推進していく必要があります。

(4) 主要事業

11 特別支援教育の推進

【指導室】

特別な支援が必要な児童・生徒一人一人の能力を最大限伸ばすため、個別の教育支援計画^(P49)及び個別指導計画^(P49)の作成やスクールサポーター^(P51)の活用、専門家チームによる巡回相談の実施等、全ての学校で特別支援教育を推進します。また、就学前の教育・保育を小学校に、また、小学校における教育を中学校にスムーズにつなげ、児童・生徒が学校生活を不安なく過ごせるよう、就学支援シートの活用や幼稚園、保育園、小学校、中学校との連携に加え、子ども発達センター等の関係機関との連携を進めます。

12 不登校児童・生徒への支援

【指導室】

不登校児童・生徒に対して、小集団での学習・活動の場を通じた対人関係能力の伸長や自立支援のための集団適応指導を行うとともに、スクールカウンセラー^(P51)・スクールソーシャルワーカー^(P51)の活用や、市の関係部署、関係機関・団体と連携した取組等による支援を進めます。また、適応指導教室及び分教室型の不登校特例校の体制整備を推進します。

13 いじめ、虐待の防止と対応

【指導室】

《関連事業》2 人権教育の推進

【指導室】

18 教職員の指導力・人権意識の向上

【指導室】

いじめ、虐待については、スクールカウンセラーの活用や子どもを守る地域ネットワークとの連携等を通じて、未然防止、早期発見、早期対応等を行うとともに、文部科学省や東京都教育委員会による調査結果等を通じた実態把握・傾向分析を行い、関係機関と連携し対応します。

14 個に応じたきめ細かな教育相談の充実

【教育相談所】

子どもに関する様々な心配ごとについて、教育相談所で実施している来所相談や電話相談、就学相談等により、悩みや不安を抱える子どもや保護者一人一人の心に寄り添い、関係機関と連携を図りながら、個に応じたきめ細かい対応に努めます。

15 児童・生徒の貧困への対応

【指導室，学務課】

《関連事業》18 教職員の指導力・人権意識の向上

【指導室】

教育支援コーディネーター室に配置しているスクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実や、関係機関とのネットワークを通じた連携、就学援助制度^(P50)による支援を継続します。

(5) 主な取組

- 「調布市子ども・若者支援地域ネットワーク^(P52)」における市の関係部署、その他関係機関・団体との連携
- 幼・保・小、小・中連携、子ども発達センター等の関係機関との連携、適切な支援
- 保護者に対する就学支援シートの周知、提出されたシートを活用したきめ細かな支援の実施
- 固定学級・校内通級教室の体制整備等、「特別支援教育推進計画」に基づく取組の推進
- 適応指導教室「太陽の子」及び分教室型の不登校特例校「第七中学校はしうち教室」の体制整備
- 不登校プロジェクト(SWITCH)^(P53)、メンタルフレンド^(P54)、テラコヤスイッチ^(P52)等の取組の推進
- 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」^(P50)や東京都教育委員会「ふれあい月間」^(P53)のアンケート調査等を通じた実態把握と傾向分析
- スクールカウンセラーによる小学5年及び中学1年の全児童・生徒に対する面接実施
- 相談(来所・電話・就学・巡回)の充実と関係機関との連携強化
- 学校に行きづらい子どもの保護者の集いの実施
- スクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実
- 就学援助制度の周知、適切な運用に基づく支援の継続

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
地域学校協働本部の設置校	【2018（平成30）年度までは学校支援地域本部として実施】 2018（平成30）年度実績16校	28校 (市立小・中学校全校)

(2) 施策のねらい

児童・生徒の状況に応じた教育活動や、地域の特性を生かした取組を実施するとともに、教員の資質・能力の向上、また、働き方改革に取り組むことにより、魅力ある学校づくりを推進します。

(3) 背景

●2015（平成27）年12月の中央教育審議会における答申において、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える活動を「地域学校協働活動」とし、その推進体制を「地域学校協働本部」に発展させることが提言されました。2017（平成29）年3月には、社会教育法が一部改正され、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、社会総がかりによる教育を実現するため、「地域学校協働活動」が法律で位置づけられました。また、2018（平成30）年2月の東京都生涯学習審議会における、「地域と学校の協働」を推進する方策について—中間のまとめ—の中では、従来の「学校支援地域本部」等から、より一層の連携・協働、一体的活動の充実を図るため、「地域学校協働本部」として段階的に発展させていくことが記載されました。これらの動向を踏まえたうえで、学校や地域の実態を踏まえた教育活動を展開し、特色ある学校づくりに取り組むためには、地域による学校の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」の観点をより一層発展させ、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制づくりを推進していく必要があります。

●学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校教育の更なる充実が求められている一方で、教員に求められる役割の拡大に伴う長時間労働が、教員の心身への影響や教育活動の質にも関わる重大な問題となっています。2017（平成29）年12月、文部科学省が「学校における働き方改革に関する緊急対策」をとりまとめたことを受け、2018（平成30）年2月に東京都教育委員会が「学校における働き方改革推進プラン」を策定し「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロとする」目標を掲げました。

調布市では、東京都教育委員会が掲げた目標を踏まえ、市立小・中学校の働き方改革を実現するため、「調布市立学校における働き方改革プラン」に基づき具体的な取組を進めることとしました。研修等の実施による教員の資質・能力のより一層の向上に加え、心身の健康の保持と、誇りややりがいをもって職務に従事できる環境を整備するため、教員業務の見直しと業務改善の推進等といった働き方改革に取り組む必要があります。

(4) 主要事業

16 地域人材等を活用した教育の充実 【指導室】

《関連事業》5 基礎的知識・技能、学習満足度の向上と学ぶ意欲の育成 【指導室】
9 体力向上への支援 【指導室】

これまで設置してきた「学校支援地域本部」を「地域学校協働本部」に発展させるとともに、未設置校へ計画的に設置し、様々な活動を通じて地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支える体制を整備します。また、学校関係者による評価の充実を図ることで、学校・家庭・地域が現状と課題認識を共有し、学校経営の改善につなげます。また、外部指導員の活用による部活動の支援、ゲストティーチャーや学校協力員を活用した教育活動、地域の方々と連携した児童・生徒のボランティア活動等を通じて、児童・生徒が豊かな人間性を培い、生き生きとした学校生活となるよう、地域に開かれた学校づくりを進めます。

17 特色ある教育活動の推進 【指導室，学務課】

農業体験や環境美化活動、登下校時の見守りなど、地域の特性を生かした取組を推進するとともに、生徒自らの個性にあった中学校を選択する中学校学校選択制^(P51)を通じて、自立心の成長を促し、それぞれの個性や可能性をさらに伸ばします。

18 教職員の指導力・人権意識の向上 【指導室】

《関連事業》13 いじめ、虐待の防止と対応 【指導室】
15 児童・生徒の貧困への対応 【指導室】

経験年数、教科別・課題別の研修や、校内におけるOJT研修、教育経営研究室の専門研究員の巡回指導に加え、東京教師道場^(P52)等の外部研修による教員の指導力、資質・能力の向上を図ります。

また、教員の人権意識のさらなる高揚を図るため、いじめや体罰、不適切な指導・暴言等の根絶、子どもの貧困問題、外国（海外）にルーツを持つ子ども^(P48)、LGBT^(P47)等、多様性についての適切な理解に向けた研修等の充実を図ります。

19 学校における働き方改革の推進 【指導室，学務課，教育総務課】

教員業務の見直し、部活動の在り方や学校徴収金の適正化の検討等、教員の働き方改革を進めます。教員が児童・生徒のための時間を確保し、専門性を発揮できる環境を整備することで、学校教育の質の維持向上、魅力ある学校づくりにつなげていきます。

(5) 主な取組

- 地域学校協働本部の活用と計画的な設置の推進
- 学校評議員・学校関係者評価委員^(P48)による学校経営の充実
- 特色ある学校づくり推進交付金を活用した特色ある教育活動の充実
- 中学校学校選択制の実施等を通じた特色ある学校づくりの推進
- 新たな学習指導要領に対応した「授業改善推進プラン^(P50)」に基づく取組の推進
- 学校、教育経営研究室、指導主事の連携による研修、指導の推進
- 服務事故防止、体罰防止等に関する研修の実施
- 「調布市立学校における働き方改革プラン^(P52)」に基づく取組の推進
- 校務改善を通じた学校経営力の向上

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
調布市防災教育の日の参加者数	《2014（平成26）～ 2018（平成30）年度の 平均参加者数》 29,935人	30,000人

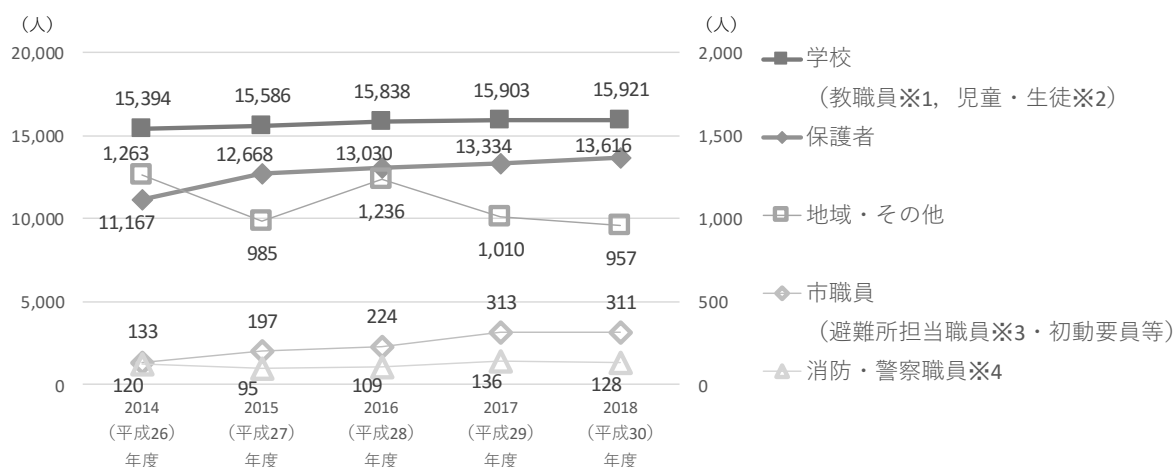
(2) 施策のねらい

児童・生徒の安全確保に関わる取組を実施し、安全・安心な学校づくりを推進します。

(3) 背景

- 近年、学校内外における不審者による子どもの安全を脅かす事件や、登下校中の子どもが巻き込まれる交通事故、また、地震、台風・集中豪雨等の自然災害、熱中症事故等が発生し、学校における子どもの安全の確保が喫緊の課題とされています。また、児童・生徒が主体性をもってこれらの災害、事件・事故等から自ら身を守る危機回避能力をはじめ、自らが判断し行動できる力を身に付ける取組を進める必要があります。
- 2012（平成24）年12月、調布市立学校において、食物アレルギー^(P50)による児童死亡事故が発生しました。このような事故を二度と起こさないためにも、2013（平成25）年11月に策定した「調布市教育委員会食物アレルギー事故再発防止に向けた取組方針」に基づく、食物アレルギーに関する正しい知識・技術の習得等、再発防止に向けた取組を徹底し、安全・安心な学校づくりを進めていく必要があります。

調布市防災教育の日の参加者数の推移（過去5年間）



※1 各年度実施日当日の在籍教職員数

※2 各年度5月1日現在の在籍児童・生徒数

※3 本部要員を含む。

※4 消防団員を含む。

調布市内の東京都立高等学校及び私立学校の参加者数は含まない。

(4) 主要事業

20 食物アレルギー対策の推進

【学務課，指導室】

食物アレルギーのある児童・生徒に対し，医師の診断や給食施設の状況等により，対応可能な範囲で給食を提供します。また，アレルギー対応専用調理室を給食室の改修工事にあわせ計画的に整備することに加え，校内研修・訓練を実施し，教職員の意識・知識・技能の向上に努めるなど，事故を風化させない取組や，学校における食物アレルギー対策を進めます。

21 安全教育の推進

【教育総務課，指導室】

調布市防災教育の日^(P52)における，避難訓練や引き渡し訓練，避難所開設訓練等を通じて，児童・生徒の自助・共助意識を養い，自助・共助のために必要な知識と行動を習得します。また，セーフティ教室^(P51)の実施や「学校危機管理マニュアル^(P48)」の活用等を通して，安全確保のために必要な事項を実践的に理解し，進んで安全で安心な社会づくりに参加し，貢献できるような資質や能力の養成を図ります。

22 児童・生徒の安全確保の推進

【学務課，社会教育課，教育総務課】

通学路に設置した防犯カメラの適切な維持管理や通学路合同点検の実施，通学路標識板の更新，通学路マップの作成配布による啓発，児童通学見守り員の配置等を通じて通学路の安全確保を推進するとともに，子ども達が不審者から声かけなどをされた際の駆け込み場所としている「こどもの家」の普及啓発を行うなど，保護者・地域と連携した安全対策を図ります。また，室内化学物質による児童・生徒の健康被害を防ぐため，「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」を遵守し，継続的にシックハウス^(P49)対策を講じ，情報収集に努めることにより，安全・安心な学習環境を提供します。

(5) 主な取組

- 東京慈恵会医科大学附属第三病院とのアレルギー対応ホットライン^(P47)の運用や関係機関との連携による正しい知識・技術の習得
- アレルギー対応専用調理室の設置等，計画的な整備の推進
- 調布市医師会，アレルギー専門医等との連携による管理指導表の分析・検討等
- 校内用携帯電話等による，緊急時における連絡手段・体制の整備
- 「調布市防災教育の日」や「セーフティ教室」等による安全教育・指導の推進
- 通学路に設置した防犯カメラの適切な維持・管理，通学路の合同点検の実施等
- 「こどもの家」の普及啓発の推進
- 「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」に基づく，シックハウス対策の実施



食物アレルギー対応専用調理室



調布市防災教育の日
(マンホールトイレ設置訓練)

7 学校施設整備の推進

対応する
教育委員会
基本方針

4
※P31 参照

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
耐用年数を基本に、屋上防水・校舎の外壁・受変電設備が予防保全できている学校の割合	《2018（平成30）年度見込》	
	屋上防水 100%	屋上防水 100% (101/101 棟)
	外壁 100%	外壁 100% (101/101 棟)
	受変電設備 100%	受変電設備 100% (28/28 棟)

(2) 施策のねらい

だれもが安全・安心に利用できることに加え、児童・生徒が良好な環境の中で学習できるよう、学校施設の整備を推進します。

(3) 背景《P37 資料編2(6)教育人口推計, (7)市立小・中学校主要校舎築年数別棟数(2017(平成29)年度) 参照》

- 調布市では、市の人口増加の影響を受け、児童・生徒数も増加傾向であり、今後もその傾向はしばらく続く見込みであることから、就学人数に応じた教室数の確保や教育環境の整備が必要です。
- 学校施設の老朽化対策として、実際の校舎の寿命がどの程度であるかを判断した耐久性調査の結果を踏まえ、施設の建替えや長寿命化といった対応に加え、児童・生徒が学校内で安全・安心に生活ができるよう、「調布市学校施設整備方針」に基づき、学校内の施設・設備の点検・改修等を計画的に進めていくことが求められています。
- 学校施設が、発災時において、児童・生徒の安全を確保する場となるだけでなく、地域住民の避難所としても必要な機能が発揮できるよう、引き続き、非構造部材^(P53)の耐震化や避難所機能としての整備を推進していく必要があります。
- 学校施設における空調設備については、2011(平成23)年度に全普通教室への空調設備の整備が完了し、2018(平成30)年度に全特別教室への空調設備の整備が完了しました。また、体育館における空調設備については、第五中学校で2017(平成29)年度に工事完了、2018(平成30)年度から共用開始となり、市立小・中学校で初めての設置となりました。今後は、児童・生徒の熱中症対策や避難所機能の充実を図るため、各校の体育館に空調設備を計画的に整備していく必要があります。



マンホールトイレ※



校舎増築

※マンホールの上に、組み立て式の簡易トイレを設置し、使用します。

(4) 主要事業

23 老朽化・長寿命化対策等の推進

【教育総務課 施設担当】

計画的な維持保全により、安全で良好な施設環境を保持するとともに、構造体の耐久性調査の結果などを踏まえ、施設の建替えや長寿命化など、中・長期的な視点に立った対応を進めます。また、緊急に修繕が必要となった場合には、速やかに応急処置を行うとともに、原因等の調査を踏まえた確な改修に努めます。

避難所としての重要性が高まっている学校施設について、だれもが安全・安心に利用することができるよう整備を行い、避難所機能の充実を図ります。

24 不足教室への対応

【教育総務課 施設担当】

児童・生徒数の増加に対応するため、普通教室への改修工事や校舎増築等の不足教室対策を実施するなど、学校施設の整備・改善に取り組みます。

25 快適な教育環境の整備

【教育総務課 施設担当】

学校施設の適切な維持管理に努めるとともに、夏季の暑さ対策・熱中症対策として、体育館の空調整備等、快適な教育環境の整備について計画的に取り組みます。

(5) 主な取組

- 「調布市学校施設整備方針」に基づく取組の推進
- 構造体の耐久性調査等の結果を踏まえた維持保全工事・修繕の実施
- マンホールトイレの設置等、避難所機能の充実
- 多目的トイレ^(P51)の設置等、バリアフリーに配慮した施設整備の推進
- 普通教室への改修工事や校舎増築等の不足教室対策の実施
- 体育館への空調設備の整備や教室の空調設備、壁面緑化、校庭の芝生の適切な維持管理等、教育環境の整備



校庭の芝生化



壁面緑化

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
リーダー養成講習会の参加者数	《2017（平成29）年度実績》 360人	1,400人 （4か年累計）

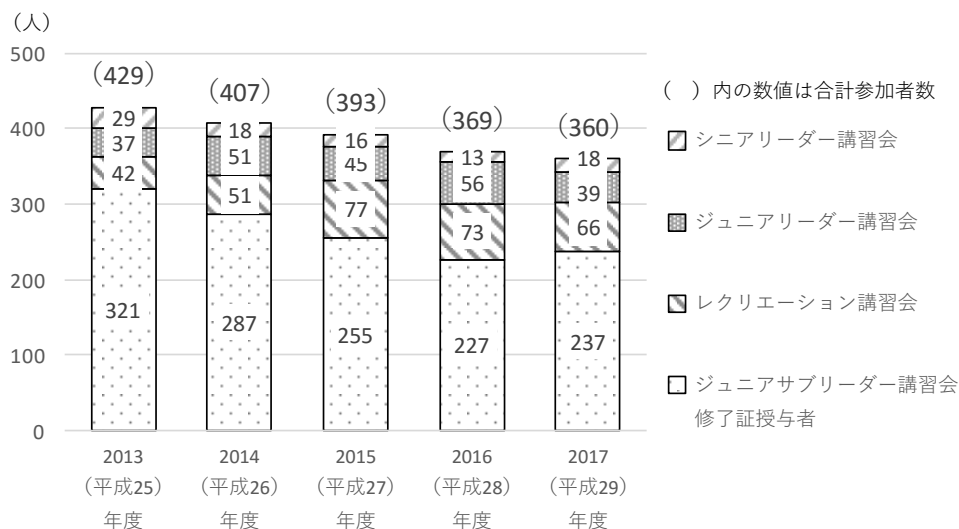
(2) 施策のねらい

地域や家庭、関係機関が連携を図り、子どもが自立・活躍できる環境づくりに取り組むとともに、青少年同士の交流等を通じて社会性を身につけさせることで、青少年の健全な育成を推進します。

(3) 背景

- 子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、子どもたちが健全に成長していくための環境づくりが必要です。このためには、社会全体で子どもを見守り、地域や家庭、関係機関がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で青少年の健全な育成に向けた取組を進める必要があります。
- 調布市ではこれまで約50年にわたり、リーダー講習会を実施し、地域で活躍できる人材の養成に努めてきました。リーダー講習会の卒業生が市内でリーダーグループを立ち上げるなど、青少年の育成に携わる熱い思いは脈々と続いています。今後も、青少年が次世代を担う社会の一員として自覚と責任を持って社会生活を送ることができるよう、健全育成の場の提供や地域で活躍ができる人材の養成について、学校、地域、行政等が一体となった取組を推進していく必要があります。

リーダー養成講習会の参加者数の推移（過去5年間）



(4) 主要事業

26 家庭教育への支援

【社会教育課】

家庭教育に関する知識や意識の向上を図るため、市立小・中学校PTAが企画、実施する家庭教育セミナーに対して、助言や助成等の支援を行います。

また、社会教育及び家庭教育に関する様々な情報を掲載した社会教育情報紙「コラボ」の発行を通じて、地域や家庭の教育力の向上を図ります。

27 地域で活躍できる人材の養成

【社会教育課】

青少年の健全育成を図るとともに、地域で活躍できる人材の養成を図るため、小学生を対象としたジュニアサブリーダー講習会、中学生を対象としたジュニアリーダー講習会、高校生学齢を対象としたシニアリーダー講習会の実施及び支援を行います。

28 青少年交流・体験事業の推進

【社会教育課】

青少年が自由に集まることのできる安全な居場所としての交流スペースを提供することで、青少年同士の交流を図ります。

また、自由で夢のある意見発表の機会を提供するとともに、活動を通して、まちづくりへの参加意識を高めます。

(5) 主な取組

- 家庭教育セミナーに対する助成等の実施
- 社会教育情報紙「コラボ」の発行
- ジュニアリーダー講習会^(P50) (中学生対象)・シニアリーダー講習会^(P49) (高校生学齢対象)・レクリエーション講習会^(P54) (高校生学齢以上対象)の実施
- ジュニアサブリーダー講習会^(P50) (小学生対象)の支援
- 青少年が自由に交流できるスペースの提供、交流・体験事業の実施
- 青少年による自由で夢のある意見発表の機会の提供
- 八ヶ岳少年自然の家^(P54)、青少年交流館^(P51)の維持管理・運営



リーダー養成講習会
(ジュニアリーダー大会)



家庭教育セミナー

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
社会教育施設 (公民館・図書館) の満足度 ※調布市市民意識調査	《2018(平成30)年度 公民館・図書館の市民満足度》 図書館 68.3% 公民館 41.2% ※調布市市民意識調査	図書館 75.0% 公民館 50.0%

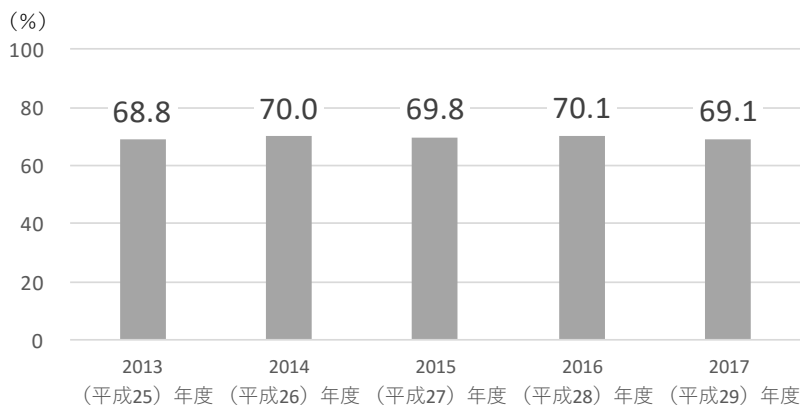
(2) 施策のねらい

学習の機会、活動の場所、学習成果の発表の場の提供など、市民の学習活動を支援することで、学習活動の活性化や地域の相互交流を促し、生涯学習・社会教育の振興を図ります。

(3) 背景

- 市民生活や社会情勢の変化により、地域における課題は複雑化しています。また、生活様式や価値観の多様化により、市民の学習ニーズは多岐にわたっています。人生100年時代を見据え、全ての人々が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成することが重要です。
- 2015(平成27)年12月に内閣府が実施した調査結果によると、学校を出て一度社会人になったあとに大学、大学院、短大、専門学校などの学校において「学んだことがある、学んでみたい」とする人の割合が約半数(49.4%)となっています。人生100年時代を迎えるにあたり、教育と就労を継続するリカレント教育に関連した生涯学習の場や、様々な事情から学び直しを必要とする方に対する機会の提供、充実が求められています。
- 図書館や公民館といった社会教育施設を中心に、市民の生きがいをつくり、地域で共生していくための拠点としての機能を充実させ、自主的な学習活動を支援し、学びの成果を地域社会に生かせる環境づくりが必要です。

公民館や図書館の満足度



出典：調布市市民意識調査報告書

(4) 主要事業

29 市民、社会教育団体等の活動への支援

【社会教育課，公民館】

市民の自主的な学習活動や公民館登録団体の育成支援，社会教育団体や学習グループの活動を支援することにより，共同学習・相互学習の活性化を図ります。また，学習の成果等を市民に還元することで，社会教育の振興につなげます。

30 障害のある方の社会体験活動への支援

【社会教育課】

障害のある方を対象に様々な社会体験活動を実施することで，集団生活や他人との関わり方などの社会性を学ぶ機会を提供します。

31 暮らしと地域の魅力・課題の再認識につながる公民館活動の推進【公民館】

公民館において，防災・防犯，消費生活など，生活に必要な知識・技能に関する学習機会の提供を行うほか，市内の歴史・文化資源を活用した学習活動などを通じて，地域の魅力や課題を再認識できる事業の展開を図ります。また，学習の機会や活動場所の提供などの支援を通じて，市民相互の学び合いの活性化，地域の交流促進を図ります。

32 市民の読書・調査活動への支援

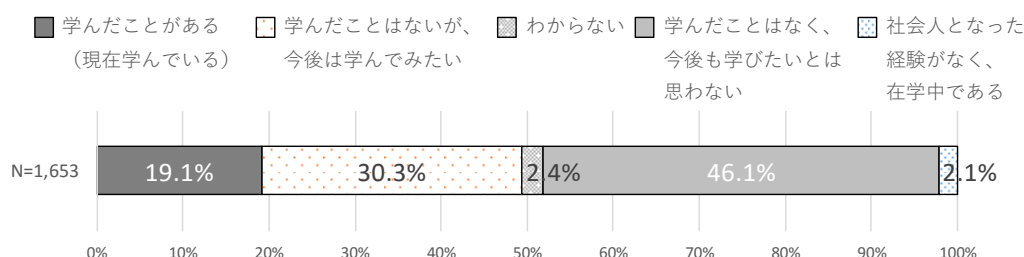
【図書館】

図書館がより効果的な学習活動の拠点として機能するよう，多様な媒体の資料や情報，課題解決につながる資料，映画・地域資料の選定，収集，整理，提供，保存を行います。また，だれもが読書や調査ができるよう，音訳，点訳，対面朗読，宅配などのサービスの充実を図ります。

(5) 主な取組

- 社会教育団体や学習グループ，公民館登録団体の活動支援，活動成果の発表の機会の提供
- 学校施設の開放による，スポーツ・文化等，生涯学習の場の提供
- 「遊 ing^(P54)」，「杉の木青年教室^(P50)」，「のびのびサークル^(P53)」など，障害のある方を対象とした様々な社会体験活動の実施
- 図書館・公民館における，地域の学習拠点・交流の場としての事業の実施，場の提供
- 地域文化祭の開催
- 学習及び多様な文化活動に資するための資料の迅速な提供と適切な保存
- 子ども読書活動推進計画に基づく取組推進
- レファレンスサービス^(P54)の充実
- 音訳，点訳，宅配サービス等，図書館利用に障害のある人々へのサービス^(P53)の充実

学び直しの実施状況



出典：教育・生涯学習に関する世論調査（2016（平成28）年2月，内閣府）

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
郷土博物館・実篤記念館の合計 入館者数	《2013（平成25）～2017（平成29）年度 平均利用者数》 51,292人	55,000人

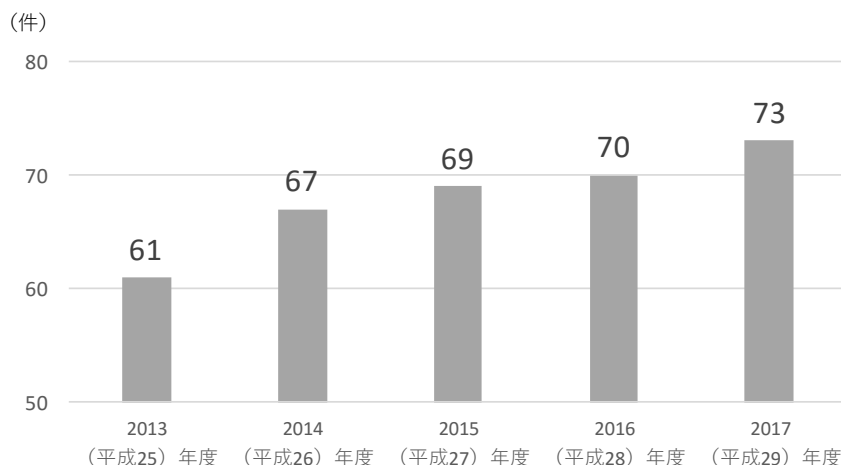
(2) 施策のねらい

地域ゆかりの文化資源や歴史・文化遺産を保存・活用することにより、次の世代に継承し、ふるさと調布に対する愛着を育みます。

(3) 背景

- 市内には、郷土の歴史や文化・自然に関する様々な資料を展示している郷土博物館や、明治から昭和にかけて文学や美術をはじめ幅広い分野で活躍した武者小路実篤の生涯と業績を紹介する武者小路実篤記念館、実篤公園等の施設があります。また、2017（平成29）年9月に国宝指定された、深大寺銅造釈迦如来倚像（通称白鳳仏）や国史跡の下布田遺跡^(P48)、深大寺城跡^(P48)、国登録有形文化財（建造物）である武者小路実篤旧邸や真木家住宅^(P49)等の歴史・文化遺産があり、それぞれ保存や整備、活用に向けた取組を進めています。
- 市内に残る有形・無形の歴史・文化遺産について所有者や関係する団体等と協働し、適切な保護と活用に取り組んでいくとともに、学校等と協働し地域ゆかりの歴史・文化への関心を高めていくための事業の実施や、郷土博物館、武者小路実篤記念館の認知度の向上、新たな利用者増加に向けた魅力の創出を図る必要があります。

調布市における歴史・文化遺産の数の推移（過去5年間）



(4) 主要事業

33 史跡・文化財の保存及び活用

【郷土博物館】

文化財指定や文化財保存補助事業等により史跡や文化財の保全に努めるとともに、それらの積極的な活用・公開を図り、地域ゆかりの歴史・文化・伝統を後世に伝えていきます。

また、郷土博物館内での授業、博物館学芸員による出前授業、収蔵資料の貸出し等の実施等、博物館と学校との連携を通じて、子どもたちに郷土の歴史や文化について学ぶ機会を提供し、地域社会に対する誇りと愛情を育てることができるよう、郷土学習の取組を推進します。

34 地域ゆかりの文化を生かした事業の展開

【郷土博物館，図書館】

郷土の歴史・文化遺産と調布ゆかりの文学・芸術活動等について、資料の調査・研究・収集・保存を進めるとともに、その成果を展示し、講座や講演会を開催して普及・啓発に努めます。

図書館では、名誉市民である水木しげる氏の作品など、地域ゆかりの資料を収集・保存し、市民に提供していきます。また、市内の映画・映像関連企業と連携・協働するなど「映画のまち調布」の特色を生かした事業展開にも取り組んでいきます。

郷土博物館においては、郷土の歴史・文化遺産や地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等について、展示・普及事業を推進します。また、郷土の歴史・文化遺産に関する資料を調査・研究・収集・保存し、後世に継承していきます。

武者小路実篤記念館においては、実篤研究の情報収集発信基地としての機能を充実させるとともに、市内全域の子どもたちに積極的な働きかけを行うことによって、良質な文化に触れ、豊かな心を育み、郷土に愛着と誇りを感じることができるよう努めます。

(5) 主な取組

- 史跡・文化財の保全及び保護啓発の推進
- 学校教育との連携による郷土の歴史・文化の学習機会の提供
- 郷土の歴史・文化遺産、地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等の展示・普及事業の推進
- 武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開
- 武者小路実篤記念館の維持管理・運営

郷土博物館・武者小路実篤記念館の利用者数の推移（過去5年間）

